

審 査 基 準

I 審査方法

審査・採択は、応募書類に基づき、第三者の有識者で構成される委員会において実施する。原則、分野毎に書面・ヒアリング審査（同時開催）を通じて行うが、必要に応じて現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、Ⅳに示す評価項目ごとに、Ⅴに示す採点基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

評価点について、原則として最も得点の高い者から採択するものとする。

IV 評価項目

- ① 「1－5. 応募資格」を適切に満たすとともに、本受託業務を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ② 本受託業務の共通業務を実施する知見を有している、若しくは、実施するために必要な体制を十分に構築できる見込みがあるか。
- ③ 本受託業務の分野毎の特性に応じた業務を実施する知見を有している、若しくは、実施するために必要な体制を十分に構築できる見込みがあるか。
- ④ 提案内容は「1－1. 事業目的」及び「1－3. 業務内容」に合致しているか。
- ⑤ 受託業務の実施方法等の妥当性・効率性があるか。また、本受託業務の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑥ 受託業務の実施方法、実施スケジュールは現実的か。
- ⑦ 本受託業務を円滑に遂行するために、業務規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑧ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正かつ合理的な積算が行われているか。
- ⑨ 再委託で実施する業務の内容は適切か。また、受託業務費総額に対する再委託費の割合は適切か。再委託費が50%を超えている場合は相当な理由があるか。
- ⑩ 本受託業務を通じ公益を達成しようとするということについて、国民の疑惑を招くことがなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか。

V 評価基準

評価項目は、以下の5段階評価にて採点を行う。（計10項目）

大変優れている＝5点	優れている＝4点	普通＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝1点	